

返戻金制度について

当社より紹介し採用された求職者（以下「求職者」とします）に係る雇用契約が短期間で終了した場合（求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた紹介手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

入社後1ヵ月以内に雇用契約が終了した場合紹介手数料の50%

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書で定める手数料が優先されます。